

矢巾町告示第99号

次のとおり一般競争入札に付します。

令和7年7月1日

矢巾町長 高 橋 昌 造



1 入札に付する事項

- (1) 売却予定価格(税抜) 300,000円
- (2) 売却車両 消防ポンプ車 1台
- (3) 車体の形状 消防車
- (4) 初年度登録年月 平成10年10月
- (5) 車体番号 FD1JGB-10573
- (6) 型式 KC-FD1JGBA改
- (7) 乗車定員 6人
- (8) 車両重量 5,640kg
- (9) 車両総重量 7,670kg
- (10) 総排気量 7.96L
- (11) 燃料の種類 軽油
- (12) 走行距離 20,944km(※移動等のため、走行距離が増加することがあります。)
- (13) 自動車検査証有効期限 令和8年10月29日
- (14) リサイクル料金 リサイクル料金は、町で預託済であり、引渡しの際に町が発行する納付書で別途納付する必要があるため、入札金額には含まないこと。
- (15) その他 車両は現状引き渡しとし、町は、履行の追完請求、売買代金の減免請求若しくは損害賠償の請求又は契約の解除等の契約不適合責任は負いません。車両の引取り及び登録又は解体処分等に係る費用は、全て落札者の負担とする。解体処分の場合は永久抹消登録の書面提出、解体しない場合は消防章の撤去、赤色警光灯の撤去、サイレンアンプの撤去及び町が指定する車体の文字消去を再利用の条件とし、撤去前及び撤去後の状況を写真等により町に報告し、検査を受けること。

2 入札に参加する者に必要な資格に関する事項

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当する者でないこと。
- (2) 暴力団の構成員及び暴力団に協力し、又は関与する等これと交わりをもつ者でないこと。
- (3) 会社更生法(平成14年法律第154号)に基づく更生手続開始の申立て又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づく再生手続開始の申立てがなされている者(ただし、更生手続又は再生手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けている場合を除く。)でないこと。
- (4) 国税及び市区町村税を滞納していないこと。
- (5) 地方自治法(昭和22年法律第67号)第238条の3第1項に規定する職員に該当する者でないこと。

3 入札の申込方法

入札に参加しようとする者は、次により事前に入札参加の申請を行うこと。

- (1) 入札参加申請手続き

ア 申請方法 提出場所へ直接持参すること。若しくは、返信用封筒を同封し、下記受付期間内必着により郵送すること。

イ 提出場所 矢巾町役場 3階 総務課管財係

ウ 受付期間 令和7年7月1日(火)から令和7年7月18日(金)

午前9時から午後5時まで (土曜日、日曜日及び祝日を除く)

(2) 提出書類及び部数 (証明書類は発行後3か月以内のものとする。)

ア 一般競争入札参加申込書 (兼受付書) (様式第1号) 1部

イ 誓約書 (様式第2号) 1部

ウ 印鑑証明書 (写し可) 1部

エ 運転免許証の写し (両面) 1部 ※個人の場合

オ 登記事項全部証明書 (履歴事項全部証明書) (写し可) 1部 ※法人の場合

カ 税金の滞納がないことを証明する書類 (写し可) 1部

※個人の場合 住所地の市区町村の「滞納(未納)がないことの証明書」

法人の場合 本社所在地 (納税地) を所管する税務署の「納税証明書(その3)」
及び申込者が所在する市区町村の「滞納(未納)がないことの証明書」

4 売却車両の公開

日 時 : 令和7年7月7日(月)から令和7年7月11日(金)の

午前10時から午後4時まで

場 所 : 矢巾町役場敷地内

入札会に参加される方は、売却車両を確認の上、内容を十分に確認願います。確認を行わなかった場合であっても、売却物件に関わるすべての事項を了承されているものとみなします。

5 売却車両に関する質問及び回答

(1) 方法及び宛先 文書を直接矢巾町総務課へ持参又はFAX (019-697-3700)

(2) 書 式 質問書 (任意様式) により提出すること。

(3) 受付期間 令和7年7月1日(火)から令和7年7月18日(金)の

午前10時から午後4時まで

(4) 回答方法 回答書を矢巾町役場ホームページに掲載する。

(5) 掲載時期 令和7年7月11日(金)までに準備出来次第 (予定)

6 入札の日時及び場所

(1) 日 時 令和7年7月25日(金) 午前9時30分

※受付は、入札の開始30分前から開始する。

(2) 場 所 矢巾町役場 2階 2-2会議室

7 入札保証金

(1) 入札金額の10%以上に相当する額 (1円未満の端数が生じる場合は、それを切り上げた額) ※入札日当日に持参すること。

(2) 入札保証金は、落札者を除き、入札終了後に還付する。

(3) 落札者の入札保証金は、契約保証金の納付後に還付する。

なお、入札保証金は落札者の申出により契約保証金等に充当することもできる。

8 入札書記載金額

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する金額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札金額とするので、入札参加者は、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

9 落札者の決定方法

- (1) 落札は、町が定めた予定価格以上の入札のうち、最高金額の入札者を落札者とする。
- (2) 落札者となるべき同価格の入札者が2人以上のときは、くじによって落札者を決定する。始めにくじを引く順番のくじを引き、その後落札者を決定するくじを引く。
- (3) 当該入札をした者のうち、くじを引かない者があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせ決定する。

10 入札の無効

次のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 民法（明治29年法律第89号）第90条（公序良俗）、第93条（心裡保留）、第94条（虚偽表示）又は第95条（錯誤）に該当する入札
- (2) 一般競争入札に参加する資格を有しない者のした入札
- (3) 委任状を持参しない代理人のした入札
- (4) 入札保証金を納付しない者のした入札
- (5) 入札保証金が入札金額の100分の10に相当する額に達していない入札
- (6) 記入・押印を欠く入札
- (7) 金額を訂正した入札
- (8) 誤字、脱字等により入札参加者の意思表示が不明瞭である入札
- (9) 明らかに連合によると認められる入札
- (10) 同一事項の入札について、同一人が同時に2通以上入札箱に投入された入札
- (11) その他入札に関する条件に違反した入札

11 契約金額

契約金額は、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）とする。

12 契約保証金

- (1) 契約金額の10%以上に相当する額（1円未満の端数が生じる場合は、それを切り上げた額）
- (2) 入札時に納付いただいた入札保証金を契約保証金として充当することもできる。
- (3) 契約保証金は、申出により売買代金の一部に充当することもできる。

13 その他

- (1) 入札参加申込及び契約締結に係る費用は、参加者の負担とする。
- (2) 提出された入札参加申込書等は返却しない。
- (3) 落札者は、落札によって得た権利を第三者に譲渡できない。
- (4) 定めのない事項については、応募要領、矢巾町契約規則及び矢巾町会計規則その他関係法令の定めるところによる。
- (5) 契約手続きにおいて使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。
- (6) 都合により入札執行が延期又は中止となる場合がある。
- (7) この入札に関する問い合わせ先

岩手県紫波郡矢巾町大字南矢幅第13地割123番地
矢巾町役場 総務課管財係
TEL:019-611-2705 FAX : 019-697-3700